

ガス小売供給約款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、供給契約の成立の日に遡って供給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2)契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だつて、契約期間満了日の15日前までにお客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、契約は使用期間満了後も1年ごとに同一条件で更新いたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、供給契約の成立の日に遡って供給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2)契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だつて、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、契約は使用期間満了後も1年ごとに同一条件で更新いたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>(追加)</p>

ガス小売供給約款新旧対照表

新	旧	備考欄		
<p>3 解約事務手数料</p> <table border="1" data-bbox="125 309 969 360"><tr><td data-bbox="125 309 539 360">1 契約につき</td><td data-bbox="539 309 969 360">3,300 円</td></tr></table> <p>(税込)</p> <p>なお、2025年4月30日以前に申込みされた契約については、解約事務手数料は発生しません。</p>	1 契約につき	3,300 円		(新設)
1 契約につき	3,300 円			

)